(電話)

# 収支報告書

令和6年分 開催分)

(ふ り が な) きくちだいじろうどうしかい 1 政治団体の名称 菊池大二郎同志会 2 主たる事務所の所在地 山形県村山市楯岡笛田一丁目15番50号 (名) 3代表者の氏名 大二郎 4 会計責任者の氏名 大二郎 事務担当者の氏名 (姓) (名) 菊池 大二郎 0237-53-2523 (電話) (電話)

				政	治団体	*の区分
政					党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項
政	党	0	)	支	部	の規定による政治団体
政	治	資	金	团	体	回その他の政治団体
						口その他の政治団体の支部

活動区域の区分

資金管理団	休の指定の	の有無
□ 有 □ 無 公職の種類 (現職・候補者の別)	H- V-) 18 AC	2 13 AW
資金管理団体の届 出をした者の氏名	(姓)	(名)

国会議員関係	系政治団体の	の区分
図 政治資金規正	法第19条	の7第1項
第1号に係る	国会議員関	]係政治団体
│ ☑ 政治資金規正	法第19条	の7第1項
第2号に係る	国会議員関	]係政治団体
公職の候補者	(姓)	(名)
1 0 17 17	菊池	大二郎
公職の種類	衆議院議員	
(現職・候補者の別)	(現職)	
公職の候補者 の氏名(2人目)	(姓)	(名)
公職の種類		
(現職・候補者の別)		
公職の候補者 の氏名(3人目)	(姓)	(名)
公職の種類		
(現職・候補者の別)		

☑ 同一の都道府県の区域内



資金管理団体の	の指定の期間
	から
	まで
(※複数の期間がある場	合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する								
_	特例の適用期間							
	令和6年	9月	24日	から				
				まで				
	(※複数の期間	がある	場合2つ	め以降の期間)				

# 宛 支 の 状 流

# 1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

# 2 収入項目別金額の内訳

(1)	(1) 個人の負担する党費又は会費					
金	額	0				
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0				

(2) 寄 附							
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考			
(ア) 個人からの寄附			0				
(うち特定寄附)			0				
(イ) 法人その他の団体からの寄附			0				
(ウ) 政治団体からの寄附			0				
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		l	0				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			0				
イ 政党匿名寄附			0				
合 計 (ア + イ)			0				

(その17)

# 資産等の状況

# 1 資産等の総括表

資産等の有無							
資	産等の項	目 別 区 分	有	無	備	考	
ア 土		地					
イ 建		物		V			
ウ建物の	)所有を目的とするは	也上権又は土地の賃借権		V			
工取得	の 価 額 が 100 万	I 円 を 超 え る 動 産		V			
才 預金	(普通預金及び 貯金(普通	当座預金を除く。2 貯金を除く。2		V			
力 金	銭	<b></b>		V			
キ疽	価	証		V			
ク出	<u>資 に よ</u>	る権利		V			
ケ 貸付	先ご <u>との残高が100</u>	]万円を超える貸付金		V			
コ支払	<u>われた金額が100</u>	] 万円を超える敷金		V			
サ 取得の	)価額が100万円を超え <u>利</u>	る施設の利用に関する権		V		- MTD-18	
シ 借入	先ごとの <u>残</u> 高が100	)万円を超える借入金		✓ .			

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。) П
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)  $\overline{\mathbf{v}}$

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 6月 2日

政治団体の名称 菊池大二郎同志会

会計責任者の氏名 菊池

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

## 政治資金監查報告書

令和5年5月29日

菊池大二郎同志会 代表 菊池大二郎 殿

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 菊池大二郎同志会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべて の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る 支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、 支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。) に基づき行った。
- (3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、菊池大二郎同志会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、大二郎の会の従たる事務所(東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館504号室)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、菊池大二郎同志会に係る支出はなかったので明細書、領収書は存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出もないので、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が全くない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

### 3 業務制限

菊池大二郎同志会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、菊池大二郎同志会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上